

# ご利用のルール

児童発達支援・放課後等デイサービスなど



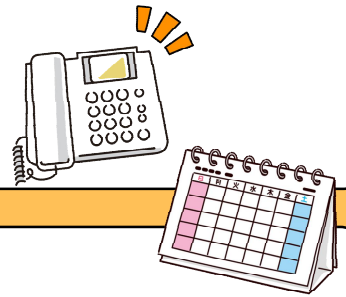
## ☑ 利用できるのは1日1事業所だけ

同じ日に2ヶ所以上の事業所に予約を入れることもできません。

## ☑ 欠席連絡は3日前までに

保育園・幼稚園や学校の行事、家庭の用事などで事業所を休むことが決まったらすぐに連絡しましょう。

また、病気などで急遽休む場合も、わかり次第すぐに連絡しましょう。



## ☑ 契約日数を守りましょう

事業所と決めた契約日数を超えて利用することはできません。

## □ 上限管理事業所を決めましょう

受給者証5ページの負担上限額が4,600円で、以下の①または②に当てはまる場合は、「上限管理事業所」が月の支払いが上限額を超えないように調整します。

「契約日数の多い事業所」に調整(上限管理事業所となること)を依頼しましょう。

①一人で複数の事業所を利用している

②同一世帯のきょうだいがそれぞれ事業所を利用している

## □ 負担上限額を超えて支払った分は申請により還付されます

お子様が以下①または②のサービスも利用している場合は、

負担上限額を超えて支払ったお金が返ってきます(申請が必要です)。

①障害福祉サービス(例:短期入所、行動援護など)

②補装具の給付(例:身体障害者手帳を使い支給を受けた車椅子、装具など)

※補装具支給月の負担上限額は37,200円になります。

〈申請時の持ち物〉

サービス利用時の領収書、振込み先の口座番号が分かるもの(通帳やキャッシュカード)

お問い合わせ先

江別市子ども家庭部子育て支援課  
TEL 011-381-1408